

P A Z 内児童生徒の保護者の元への帰宅・避難 ①

- P A Z 内の児童生徒は、学校等から直接避難するのではなく、早い段階で、安全を確認した上で保護者の元に帰宅
- P A Z 内には、保育所が 3 所、幼稚園が 3 園、小学校が 4 校、中学校が 1 校、その他学校 2 校の教育施設があり、計1,923人の児童・生徒が在籍

市名	学校名	所在地	児童生徒数
松江市	恵曇保育所	鹿島町	52
	御津保育所	鹿島町	68
	マリン保育所	島根町	66
	保育所	3	186
	佐太幼稚園	鹿島町	17
	恵曇幼稚園	鹿島町	9
	講武幼稚園	鹿島町	24
	生馬幼稚園	生馬町	12
	幼稚園	4	62
	佐太小学校	鹿島町	98
	恵曇小学校	鹿島町	84
	鹿島東小学校	鹿島町	78
	生馬小学校	生馬町	112
	小学校	4	372
	鹿島中学校	鹿島町	155
	中学校	1	155
	松江工業専門学校	生馬町	1,072
	松江ろう学校	古志町	27
	その他学校	2	1,099
合計	14	1,874	



- P A Z 内の児童生徒は、警戒事態の段階で安全を確認した上で保護者の元に帰宅
- 施設敷地緊急事態の段階で学校に児童・生徒が残っている場合は、避難に備え学校で待機させ、災害対策本部から指示があれば、P A Z 外の緊急退避所へ移動
- 全面緊急事態の段階で児童・生徒が残っている場合は、災害対策本部からの指示に従い避難

児童・生徒の各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
<p style="text-align: center;">学校</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">• 保護者の迎えを要請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">保護者の元へ帰宅</p>	<p style="text-align: center;">(学校に児童・生徒が残っている場合)</p> <p style="text-align: center;">学校</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">〈避難措置実施前〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各学校において、児童等の安全確保・把握 • 保護者へ連絡 • バスが来るまで屋内退避 • バスは、県が確保し、市と協力して手配 <p style="text-align: center;">〈避難開始〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 災害対策本部からの指示により緊急退避所へ移動 • 乳幼児がいる保育所から優先的に避難 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">緊急退避所 松江市総合体育館 (予備: くにびきメッセ)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">〈緊急退避所到着〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 順次保護者へ引渡し • 保護者は避難準備の上迎えに行く 	<p style="text-align: center;">(保護者が迎えに来ない場合)</p> <p style="text-align: center;">緊急退避所 松江市総合体育館 (予備: くにびきメッセ)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保護者が迎えに来ない場合、教師が引率してバスで避難 • バスは、県が確保し、市と協力して手配 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">避難所</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(移動が完了しないうちに全面緊急事態となった場合)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">学校</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> • 災害対策本部の指示に従い、教師が引率してバスで避難 • バスは、県が確保し、市と協力して手配 • 保護者へ連絡 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">避難所</p>

P A Z内即時避難困難者（入院患者、施設入所者）の屋内退避、一時移転 ①

- 即時避難困難者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した施設へ屋内退避しながら、適切な搬送体制の確保を待って避難
- P A Z内には、病院が1ヶ所、入所社会福祉施設が14ヶ所あり、計557人が入院あるいは入所しているが、そのうち、病院1ヶ所、入所社会福祉施設7か所の合計8か所に入院、入所している259人が即時避難困難者であり、その施設すべてに放射線防護設備を整備済
- このほか、P A Z内の入所あるいは在宅の即時避難困難者は 人

P A Z内医療施設等の状況

市名	施設名	所在地	定員	放射線対策
松江市	鹿島病院	鹿島町	180	○
	病院	1	180	1
	特別養護老人ホームあさひ乃苑	古志町	29	○
	特別養護老人ホームゆうなぎ苑	島根町	50	○
	特別養護老人ホームあとむ苑	鹿島町	50	○
	障害者支援施設はばたき	島根町	40	○
	障害者支援施設・福祉型障害児入所施設松江学園	島根町	20	○
	障害者支援施設四ツ葉園	古志町	60	○
	養護老人ホーム慈光苑	島根町	60	
	認知症共同生活介護あとむ苑	鹿島町	9	
	共同生活援助 しおかぜ	島根町	10	
	共同生活援助 第3たんぼぼの家	古志町	6	
	共同生活援助 たんぼぼの家	古志町	6	
	共同生活援助 第2だんぼぼの家	古志町	7	
	共同生活援助 若葉寮	古志町	20	
	ファミリーホーム みしょう	島根町	6	
	入所社会福祉施設	14	373	6
	在宅避難困難者	-		
	合計	7		7

P A Z内放射線防護対策整備済施設


地図作成中

P A Z内即時避難困難者（入院患者、施設入所者）の屋内退避、一時移転 ②

- P A Z内の即時避難困難者は、警戒事態の段階で屋内退避の準備を開始
- 施設敷地緊急事態の段階で、屋内退避を実施

避難困難者（入院患者、施設入所者）の各段階における動き

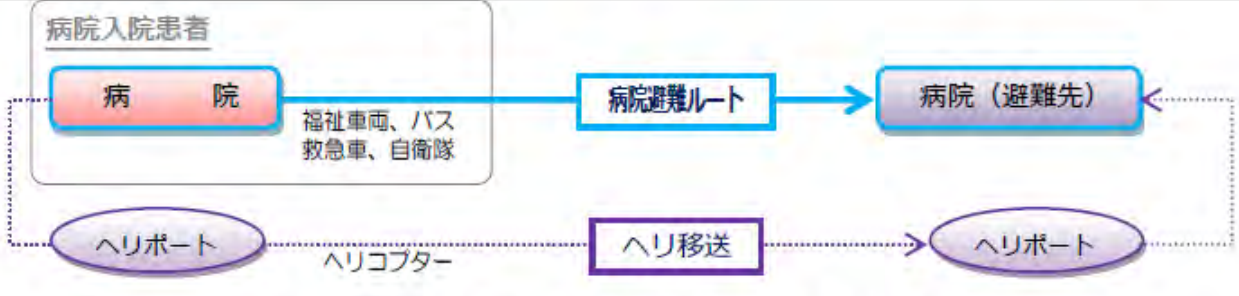
警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
<div data-bbox="86 468 390 535" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">放射線防護対策施設</div> <p>〈屋内退避の準備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った区域へ即時避難困難者を移動 	<div data-bbox="498 468 801 535" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">放射線防護対策施設</div> <p>〈屋内退避の実施〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った区域でそのまま退避 <div data-bbox="506 963 1226 1253" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈屋内退避時の生活物資等の確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った施設には、屋内退避をした者が7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備 <p>〈屋内退避時の放射線防護資機材の確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った施設の職員等が、活動できるよう放射線防護資機材を当該施設に備蓄 </div>	<div data-bbox="917 468 1221 535" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">放射線防護対策施設</div> <p>〈屋内退避の継続〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った区域でそのまま退避を継続 放射線防護装置を起動 	<div data-bbox="1400 468 1704 535" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">放射線防護対策施設</div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); font-weight: bold; margin-right: 10px;">放射性物質放出</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ島根県が関係機関及び隣接県と合意した調整方法に基づき、入院患者の病態に応じた避難先病院を確保 避難に伴うリスクを軽減するために、避難先となる病院や広域福祉避難所での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施 福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各施設に手配 </div> </div> <div data-bbox="1400 1120 1646 1178" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 20px;">病院（避難先）</div> <div data-bbox="1400 1199 1646 1256" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">広域福祉避難所</div>

- 在宅の即時避難困難者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した施設へ屋内退避しながら、適切な搬送体制の確保を待って避難

避難行動要支援者実態調査の結果を踏まえて検討


- 施設敷地緊急事態要避難者のうち入院患者177人は、警戒事態の段階で避難の準備を行い、施設敷地緊急事態の段階で避難
- 入院患者の避難先となる病院は、あらかじめ島根県が関係機関及び隣接県と合意した調整方法に基づき、入院患者の病態に応じた避難先病院を確保
- 福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各病院が自ら確保できる避難手段の他は島根県が確保

施設敷地緊急事態要避難者（入院患者）の各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
<div data-bbox="77 625 247 692" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">病院</div> <p data-bbox="77 763 247 792"><避難の準備></p>	 <p data-bbox="618 878 1294 906">※避難先となる病院は避難先自治体外で設定する場合がある。</p> <p data-bbox="309 963 454 992"><避難方法></p> <ul data-bbox="328 1006 1613 1235" style="list-style-type: none"> 各病院で定められた避難計画に基づき、島根県が示すルートに従い避難 入院患者の避難先については、必要となる病院の機能や病床の種別など様々であり、入院患者の状況も異なることから、スムーズに避難先が確保できるよう、あらかじめ島根県が関係機関及び隣接県と合意した調整方法に基づき、入院患者の病態に応じた避難先病院（島根原子力発電所から30km圏外に設置する病院）を確保 なお、避難に伴うリスクを軽減するために、避難先となる病院での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施 <p data-bbox="309 1249 454 1278"><避難手段></p> <ul data-bbox="328 1292 1613 1349" style="list-style-type: none"> 福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各病院が自ら確保できる避難手段の他は、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各病院に手配 	<p data-bbox="1709 649 1825 678">(避難済)</p>

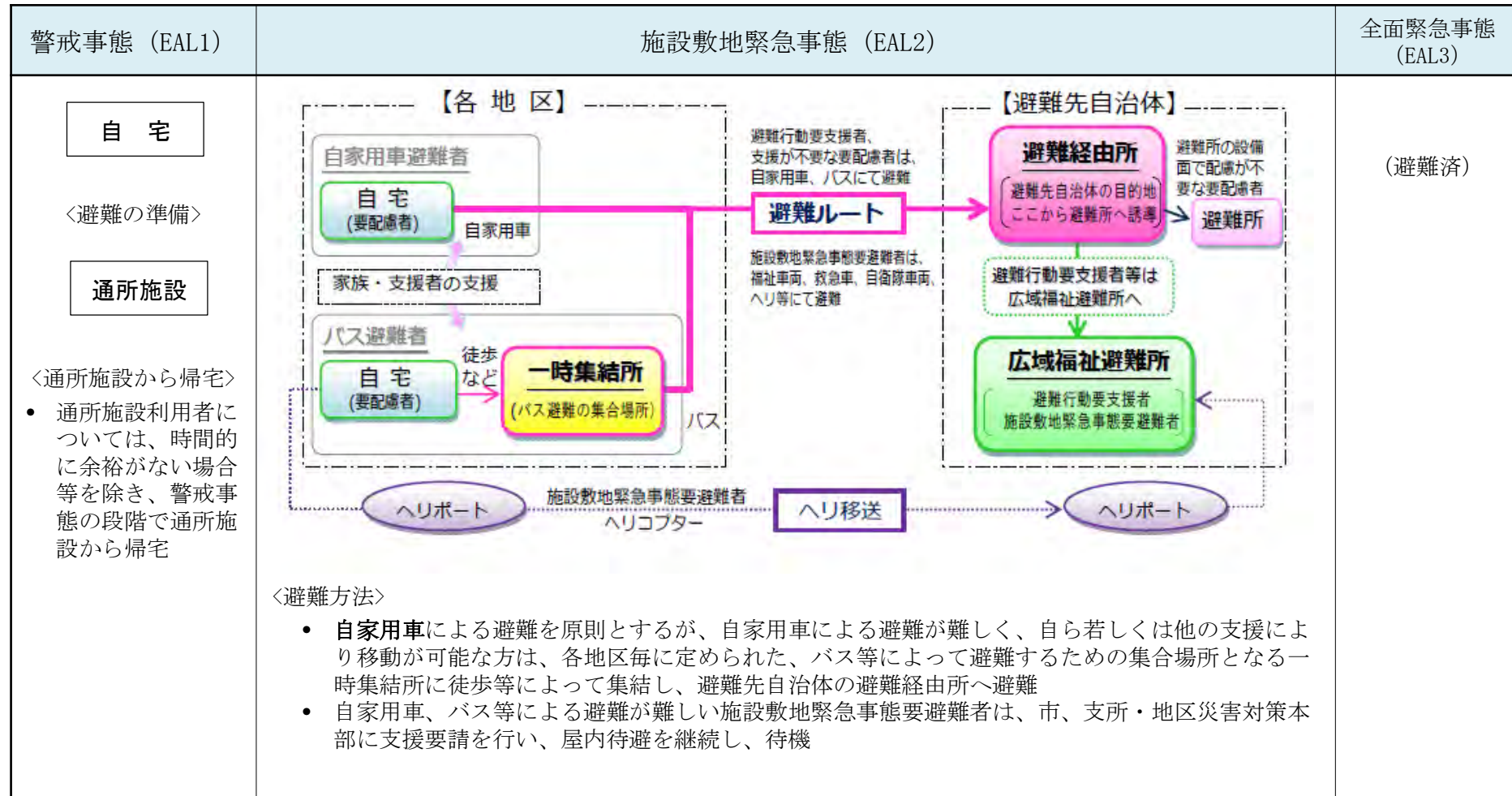
- 施設敷地緊急事態要避難者のうち施設入所者373人は、警戒事態の段階で避難の準備を行い、施設敷地緊急事態の段階で避難
- 施設入所者は、一般の避難所より生活環境が整った広域福祉避難所へ直接避難
- 福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は島根県が確保

施設敷地緊急事態要避難者（施設入所者）の各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
<div data-bbox="79 611 247 711" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 社会福祉施設 </div> <p data-bbox="79 811 253 839">〈避難の準備〉</p>	 <p data-bbox="523 882 1335 911">※社会福祉施設の広域福祉避難所は避難先自治体外で設定する場合がある。</p> <p data-bbox="320 1011 459 1039">〈避難方法〉</p> <ul data-bbox="340 1053 1619 1146" style="list-style-type: none"> • 各社会福祉施設にて定められた避難計画に基づき、広域福祉避難所へ直接避難 • なお、避難に伴うリスクを軽減するために、広域福祉避難所での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施 <p data-bbox="320 1160 459 1189">〈避難手段〉</p> <ul data-bbox="340 1203 1624 1268" style="list-style-type: none"> • 福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各施設に手配 	<p data-bbox="1715 654 1831 682">(避難済)</p>

- ▶ 在宅の施設敷地緊急事態要避難者 人は、警戒事態の段階で避難の準備を行い、施設敷地緊急事態の段階で避難
- ▶ 在宅の施設敷地緊急事態要避難者は、一般の避難所より生活環境が整った広域福祉避難所へ直接避難
- ▶ 福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は島根県が確保

在宅の施設敷地緊急事態要避難者の各段階における動き



<避難方法>

- 自家用車による避難を原則とするが、自家用車による避難が難しく、自ら若しくは他の支援により移動が可能な方は、各地区毎に定められた、バス等によって避難するための集合場所となる一時集結所に徒歩等によって集結し、避難先自治体の避難経由所へ避難
- 自家用車、バス等による避難が難しい施設敷地緊急事態要避難者は、市、支所・地区災害対策本部に支援要請を行い、屋内待避を継続し、待機

PAZ内安定ヨウ素剤服用不適切者の避難

- 安定ヨウ素剤の服用により重篤な副作用が生じるために安定ヨウ素剤を服用できない者（安定ヨウ素剤服用不適切者） 人や3歳未満の乳幼児 人及び保護者は、安定ヨウ素剤を服用せず施設敷地緊急事態の段階で避難
- 自家用車による避難を原則とするが、難しい場合は、一時集結所に集結し、バスにより避難

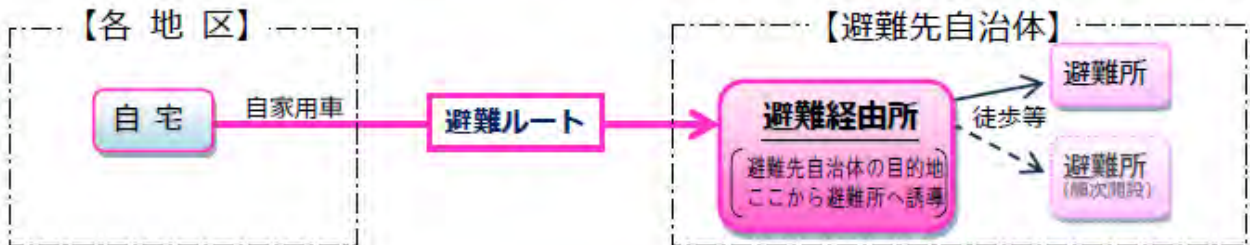
施設敷地緊急事態要避難者（安定ヨウ素剤服用不適切者等）の各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
<p>自宅</p> <p>〈避難準備〉</p>	<p>〈避難方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用車による避難を原則とするが、自家用車による避難が難しく、自ら若しくは他の支援により移動が可能な方は、各地区毎に定められた、バス等によって避難するための集合場所となる一時集結所に徒歩等によって集結し、避難先自治体の避難経由所へ避難 	<p>(避難済)</p>

PAZ内一般住民の避難 ① (自家用車)


- 避難は、原則自家用車等を利用
- 各地区ごとに定められたルートを通して、避難先自治体の「避難経由所」へ移動
- 避難経由所で指示を受け、開設済みの避難所へ移動

一般住民（自家用車等で避難）の各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 自宅 </div> <p>〈避難の準備〉</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>〈避難方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自家用車による避難が可能な方は、各地区毎に定められた避難ルートを通して、避難先自治体の目的地（施設）となる避難経由所へ移動 • なお、渋滞の抑制や避難先での駐車場確保の観点から、原則乗り合わせ • 移動中は、急な放射性物質の放出に備え、車内への外気侵入防止など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を行いながら避難することとし、安定ヨウ素剤服用指示があれば安定ヨウ素剤を服用してから避難 • 避難経由所到着後、駐車場誘導員の指示に従い駐車を行った後、避難所説明要員の指示に従い、開設済みの避難所へ移動 <p>〈市が定めた避難先以外に避難する際の留意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自家用車避難の場合、親戚知人宅等、市が定めた避難先以外に避難することも想定されるが、避難のタイミングは市の避難指示によるものとし、避難完了後は安否確認のため所在地を市に連絡 • また、避難措置が行われている際は広域に交通規制が実施されているので、避難ルートはあらかじめ市が定めた避難ルートを基本として市外へ避難した後に、各自の避難先へ移動

- 自家用車による避難が難しい場合は、バスで避難
- 集合場所となる一時集結所へ集結し、県が確保するバス等により避難先自治体の「避難経由所」へ移動
- 避難経由所で指示を受け、開設済みの避難所へ移動

一般住民（バスで避難）の各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">自宅</p> <p>〈避難の準備〉</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>〈避難方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用車による避難が難しい方は、各地区毎に定められた、バス等によって避難するための集合場所となる一時集結所に徒歩等によって集結し、県が確保するバス等による避難手段により、避難先自治体の避難経由所へ避難 移動中は、急な放射性物質の放出に備え、車内への外気侵入防止など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を行いながら避難することとし、安定ヨウ素剤服用指示があれば安定ヨウ素剤を服用してから避難 <p>〈避難手段〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 集団避難におけるバス等の避難手段は、県が国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら一時集結所や学校など必要な場所に手配 <p>〈避難経由所から避難所への移動〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用車避難と同様に、避難経由所到着後、駐車場誘導員の指示に従い駐車を行った後、避難所説明要員の指示に従い、開設済みの避難所へ移動

PAZ内輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約 人について、バス 台、福祉車両 台
- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約 人について、バス 台、福祉車両 台
- 輸送能力確保に当たっては、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、松江市のバス会社が保有する車両のほか、中国電力が配備する車両により、必要車両台数を確保
- 松江市内のバス会社等と連携し、 人程度の輸送能力を確保

避難行動要支援者実態調査の結果を踏まえて検討

車両乗車対象、必要時期、必要台数

			PAZ								
			施設敷地緊急事態			全面緊急事態			放射性物質放出後 OIL2		
乗車対象	乗員数	支援者数	バス	福祉車両 (車椅子)	福祉車両 (ストレッチャー)	バス	福祉車両 (車椅子)	福祉車両 (ストレッチャー)	バス	福祉車両 (車椅子)	福祉車両 (ストレッチャー)
一般住民			-		-		-	-	-	-	-
児童生徒									-	-	-
即時避難困難者			-	-	-	-	-	-			
施設敷地緊急事態要避難者											
入院患者											
施設入所者											
在宅者											
安定ヨウ素剤服用不適切者等											
計											

車両確保先、確保時期、確保台数

県内											

8. UPZ内の防護措置等

<対応のポイント>

UPZ内の学校・保育所の児童生徒は、警戒事態の段階で、保護者の元へ帰宅させる。

UPZ内の住民は、施設敷地緊急事態の段階で、屋内退避の準備をする。

UPZ内の住民は、全面緊急事態の段階で、屋内退避を実施する。

UPZ内児童生徒の保護者の元への帰宅・屋内退避

- UPZ内の児童生徒は、警戒事態の段階で安全を確認した上で保護者の元に帰宅
- 施設敷地緊急事態の段階でも引き続き帰宅をすすめる。
- 全面緊急事態の段階で児童・生徒が残っている場合は、災害対策本部からの指示に従い屋内退避

両県のマニュアル、各市の計画で
取り扱いが異なる

児童・生徒の各段階における動き

警戒事態 (EAL1) ・ 施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)	O I L 2
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">学 校</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保護者の迎えを要請 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">保護者の元へ帰宅</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">学校で屋内退避</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保護者の迎えを継続するが、事態の進展や事故の状況を勘案し、総合的に判断 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">保護者の元へ帰宅</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">学校で屋内退避</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保護者が迎えに来ない場合、学校等毎に割り当てられた避難先に一時移転 • 教師が引率してバスで避難 • バスは、県が確保し、市と協力して手配 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">広域避難先へ一時移転</div>

放射性物質放出